

令和6年4月1日時点

## 横浜市保育士資格取得支援事業の手引き

横浜市こども青少年局保育対策課

- 横浜市保育士資格取得支援事業の申請をお考えの方は、横浜市保育士資格取得支援受講料等補助金交付要綱も必ずご確認ください。
- 横浜市保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付など、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象となりませんので、ご注意ください。

## 横浜市保育士資格取得支援事業の種類

### (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

市内の認定こども園及び移行を予定している施設に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者が特例制度による保育士資格の取得に要した、養成施設の受講料等及びその者の代替保育従事者の雇上費の補助を行う。

### (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等の勤務の有無を問わず、幼稚園教諭免許状を有する者が特例制度を利用して保育士資格を取得した後、保育士として保育所等に勤務が決定した際に、資格の取得に要した養成施設の受講料等の補助を行う。

### (3) 保育所等保育士資格取得支援事業

保育所等に対し、雇用している保育従事者が保育士資格を取得するために要した養成施設の受講料等の補助を行う。

### (4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により資格取得を目指す者に対し、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合に、試験受験のための学習に要した費用及び試験の受験手数料の補助を行う。

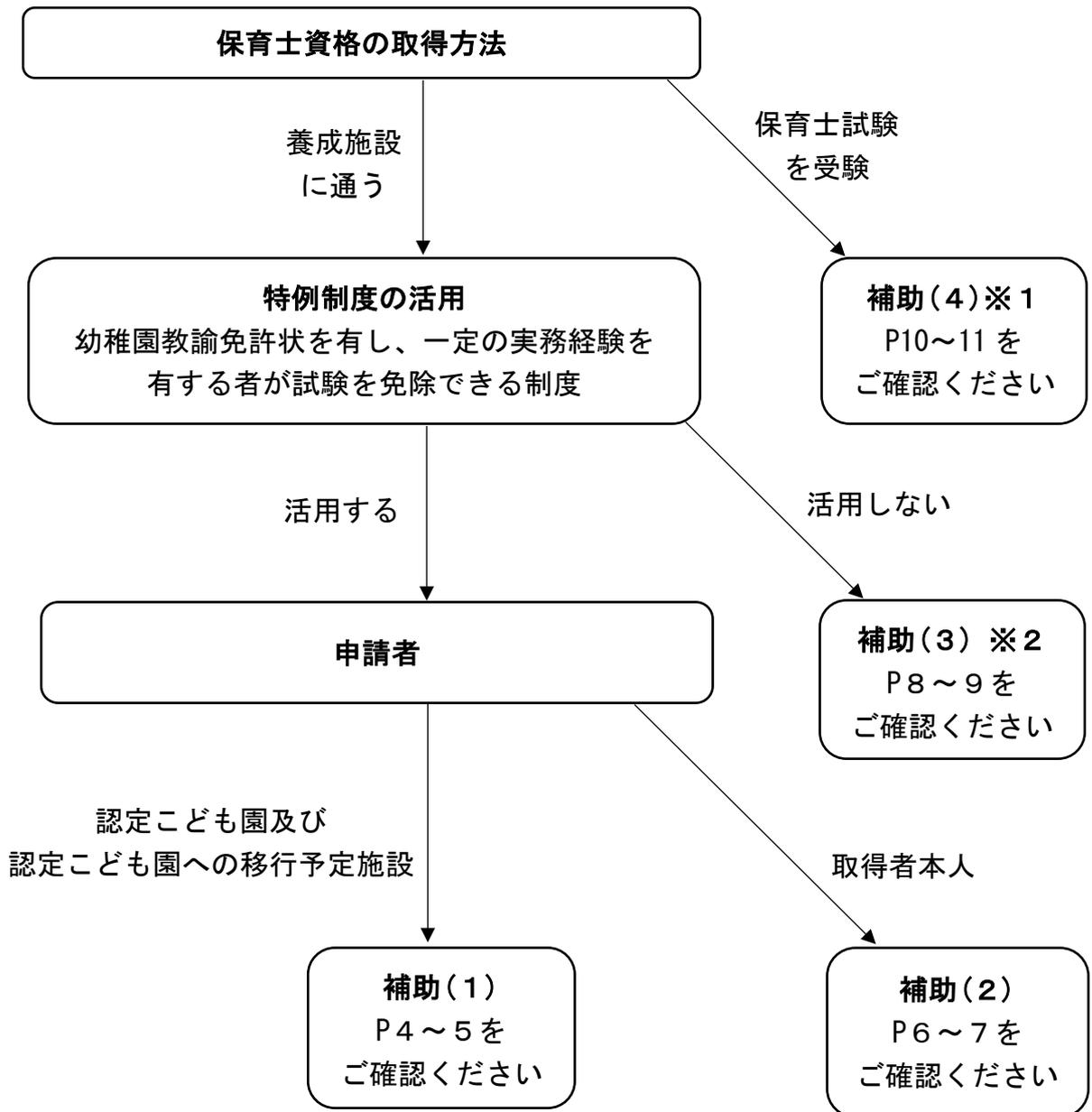
#### <補助種類一覧>

補助の種類	対象	付随する補助	補助金額の上限
(1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	事業者	ア 代替保育従事者 雇上費補助	222,360円
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	個人	—	100,000円
(3) 保育所等保育士資格取得支援事業	事業者	ア 代替保育従事者 雇上費補助	422,360円
(4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業	個人	イ 保育士試験受験料	162,700円

## 横浜市保育士資格取得支援事業フローチャート



まずは、フローチャートを使って、  
自分の補助の種類を確認してみよう！



※1 申請者は取得者本人

※2 申請者は勤務している保育所等

### (1) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

横浜市内で運営する認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設の長に対し、当該施設に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者であつて、かつ、保育士資格を有していない者が、特例制度(※)による保育士資格の取得に要した養成施設等の受講料等及び受講者の代替となる保育従事者の雇上費の補助を行う

(※) 特例制度とは

幼稚園教諭免許状を有する者が、保育所等で3年以上かつ4,320時間以上の実務経験があり、保育士養成施設において最大8単位の特例科目を取得した後、保育士試験を受験することで試験を免除して資格の取得ができる制度です。

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額上限
養成施設等に対する入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税	上限 <u>200,000 円</u>	1 / 2	<u>100,000 円</u>
代替保育従事者の雇上げ費用	養成施設等受講者1人につき1日当たり上限 <u>8,740 円</u> 、 <u>14 日</u> とする。実際に代替保育従事者に支払っている額と比較し、低い方を基準額とする。	10/10	養成施設等受講者1人につき1日当たり上限 <u>8,740 円</u> 、 <u>14 日</u> とする。

○申請の流れ

1. 事業計画書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書（第1号様式）</li> <li>・ 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）</li> <li>・ 雇用証明書（第1号様式別紙2）</li> <li>・ 養成施設に通うことを証明する資料</li> </ul>	<p>養成施設等に入学した日又は 養成施設等からの受講許可を得た日 の属する年度中</p>



2. 事業計画認定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、事業計画認定通知書を送付



3. 交付申請書兼実績報告書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書兼実績報告書（第4号様式）</li> <li>・ 収支決算書（第4号様式別紙1）</li> <li>・ 受講料等の経費の支払いがわかる資料</li> <li>・ 保育士証の写し又はそれに準ずる書類</li> <li>・ 代替保育従事者の雇用がわかる資料 (代替保育従事者を雇用した場合)</li> </ul>	<p>保育士証の交付を受け、 所属する保育所等で保育士として 勤務を開始した日の属する月の末日</p>



4. 交付決定通知書兼額確定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、交付決定通知書兼額確定通知書を送付



5. 請求書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（第7号様式）</li> </ul> <p>※請求委任や受領委任を行う場合、押印省略不可</p>	<p>交付決定通知書兼額確定通知書を受領後、すみやかに。</p>



6. お支払い（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、お支払い

本人からの申請

## (2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

保育所等への勤務の有無に問わず、幼稚園教諭免許状を有する者であって保育士資格を取得していない者に対し、その者が特例制度(※)を利用して保育士資格を取得した後、保育士として保育所等(※)に勤務が決定した際に、取得に要した養成施設等の受講料等の補助を行う。

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額上限
養成施設等に対する入学料、受講料(面接授業料、教科書等教材費)及び消費税	上限 <u>200,000 円</u>	1 / 2	<u>100,000 円</u>

### ※用語集

用語	解説
保育所等	1 認可保育所
	2 認定こども園
	3 横浜保育室
	4 小規模保育事業
	5 事業所内保育事業
	6 「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園
	7 乳児院
	8 児童養護施設
	9 幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す幼稚園
	10 企業主導型保育事業
特例制度	幼稚園教諭免許状を有する者が、保育所等で3年以上かつ4,320時間以上の実務経験があり、保育士養成施設において最大8単位の特例科目を取得した後に保育士試験を受験することで試験を免除して資格の取得ができる制度

○申請の流れ

1. 事業計画書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書（第1号様式）</li> <li>・ 養成施設に通うことを証明する資料</li> </ul>	養成施設等に入学した日又は 養成施設等からの受講許可を得た日 の属する年度中



2. 事業計画認定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、事業計画認定通知書を送付



3. 交付申請書兼実績報告書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書兼実績報告書（第4号様式）</li> <li>・ 収支決算書（第4号様式別紙1）</li> <li>・ 雇用証明書（第1号様式別紙2）</li> <li>・ 受講料等の経費の支払いがわかる資料</li> <li>・ 保育士証の写し又はそれに準ずる書類</li> </ul>	保育士証の交付を受け、保育所等で 保育士として勤務を開始した日 の属する月の末日



4. 交付決定通知書兼額確定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、交付決定通知書兼額確定通知書を送付



5. 請求書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（第7号様式）</li> </ul> ※請求委任や受領委任を行う場合、押印省略不可	交付決定通知書兼額確定通知書を受領後、すみやかに。



6. お支払い（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、お支払い

### (3) 保育所等保育士資格取得支援事業

市内保育所等(※)の施設長に対し、当該施設に勤務する資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した養成施設等の受講料等及び受講者の代替となる保育従事者の雇上費の補助を行う

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額上限
養成施設等への 入学料、受講料(面接授業料、教科書等 教材費)及び消費税	養成施設の卒業により資格を取得する場合 <u>600,000円</u>	1/2	300,000円
	「保育士試験の実施について」(平成15年12月 1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局 長通知。以下「試験実施通知」)の別表②及び③ により資格を取得する場合 <u>200,000円</u>		100,000円
	試験実施通知の別表①により資格を取得する 場合 <u>400,000円</u>		200,000円
代替保育従事者の 雇上費	養成施設等受講者1人につき1日当たり上限 <u>8,740円</u> 、 <u>14日</u> とする。実際に代替保育従事者に支払っている額と 比較し、低い方を基準額とする。	10/10	養成施設等受講者 1人につき1日当たり 上限 <u>8,740円</u> 、 <u>14日</u> とする。

#### ※用語集

用語	解説
保育所等  (国や地方公共団体の設置は除く) 横浜市内で運営する右記の施設	1 認可保育所
	2 認定こども園
	3 横浜保育室
	4 小規模保育事業
	5 事業所内保育事業
	6 「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は 「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園
	7 乳児院
	8 児童養護施設
	9 幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す幼稚園
	10 企業主導型保育事業

○申請の流れ

1. 事業計画書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書（第1号様式）</li> <li>・ 役員等氏名一覧表（第1号様式別紙1）</li> <li>・ 雇用証明書（第1号様式別紙2）</li> <li>・ 養成施設に通うことを証明する資料</li> </ul>	<p>養成施設等に入学した日又は 養成施設等からの受講許可を得た日 の属する年度中</p>



2. 事業計画認定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、事業計画認定通知書を送付



3. 交付申請書兼実績報告書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書兼実績報告書（第4号様式）</li> <li>・ 収支決算書（第4号様式別紙1）</li> <li>・ 受講料等の経費の支払いがわかる資料</li> <li>・ 保育士証の写し又はそれに準ずる書類</li> <li>・ 代替保育従事者の雇用がわかる資料 (代替保育従事者を雇用した場合)</li> </ul>	<p>保育士証の交付を受け、 所属する保育所等で保育士として 勤務を開始した日の属する月の末日</p>



4. 交付決定通知書兼額確定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、交付決定通知書兼額確定通知書を送付



5. 請求書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（第7号様式）</li> </ul> <p>※請求委任や受領委任を行う場合、押印省略不可</p>	<p>交付決定通知書兼額確定通知書を受領後、すみやかに。</p>



6. お支払い（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、お支払い

本人からの申請

#### (4) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により資格取得を目指す者に対し、保育士として保育所等(※)に勤務することが決定した場合に、試験受験のための学習に要した費用及び受験手数料の補助を行う

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金額 上限
養成施設等への入学料、受講料 (面接授業料、教科書等教材費) 及び消費税 ただし、資格を取得した試験の筆記 試験日から起算して2年前の属する 月の1日までのものとする	上限 <u>300,000円</u> とする	1/2	<u>150,000円</u>
最終合格した保育士試験受験にかかる 手数料	上限 <u>12,700円</u> とする	10/10	<u>12,700円</u>

#### ※用語集

用語	解説
保育所等	1 認可保育所
	2 認定こども園
	3 横浜保育室
	4 小規模保育事業
	5 事業所内保育事業
	6 「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は 「横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業」を実施している幼稚園
	7 乳児院
	8 児童養護施設
	9 幼保連携型認定こども園・幼稚園型認定こども園を目指す幼稚園
	10 企業主導型保育事業

○申請の流れ

1. 交付申請書兼実績報告書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付申請書兼実績報告書（第4号様式）</li> <li>・ 収支決算書（第4号様式別紙1）</li> <li>・ 雇用証明書（第1号様式別紙2）</li> <li>・ 受講料等の経費の支払いがわかる資料</li> <li>・ 保育士証の写し又はそれに準ずる書類</li> </ul>	<p>保育士証の交付を受け、 所属する保育所等で保育士として 勤務を開始した日の属する月の末日</p>



2. 交付決定通知書兼額確定通知書の送付（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、交付決定通知書兼額確定通知書を送付



3. 請求書の提出（申請者⇒市）

申請書類	申請時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（第7号様式）</li> </ul> <p>※請求委任や受領委任を行う場合、押印省略不可</p>	<p>交付決定通知書兼額確定通知書を受領後、すみやかに。</p>



4. お支払い（市⇒申請者）

上記申請書類の内容を確認し、お支払い